

令和3年6月30日  
株式会社 中国銀行

### 「ちゅうぎん財産管理サポート信託」の取扱開始について

当行は、中期経営計画の主要施策である「お客さま本位の営業の『深化』」の一環として、お客さまの特殊詐欺被害防止とお客さまが認知症・要介護状態になったときにお客さまの財産管理をサポートできるよう、7月1日（木）より「ちゅうぎん財産管理サポート信託」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

今後も地域金融機関として、お客さまの最善の利益を考え、ライフプランに沿った質の高い資産承継サポートをおこなってまいります。

#### 1. 取扱開始日

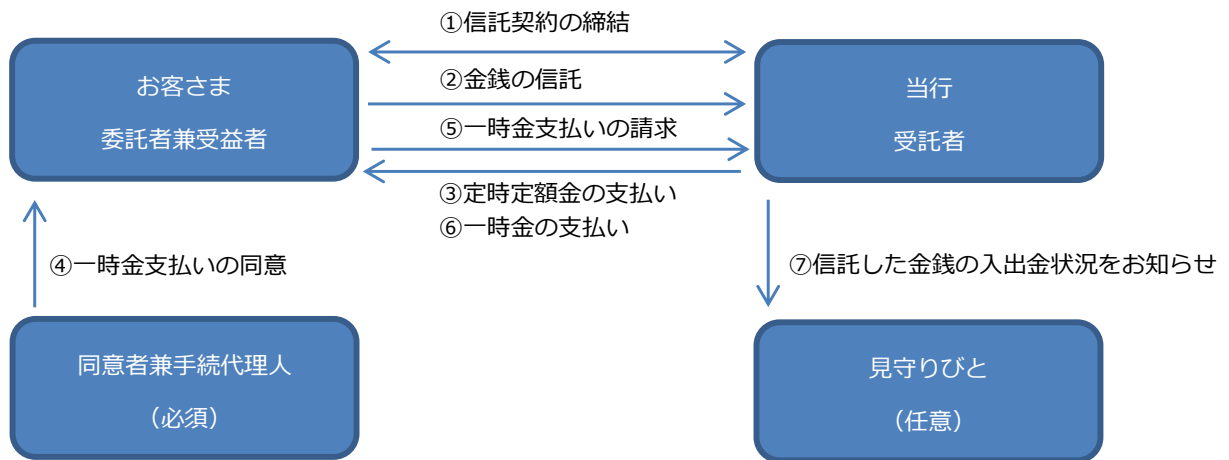
7月1日（木）

#### 2. 商品概要

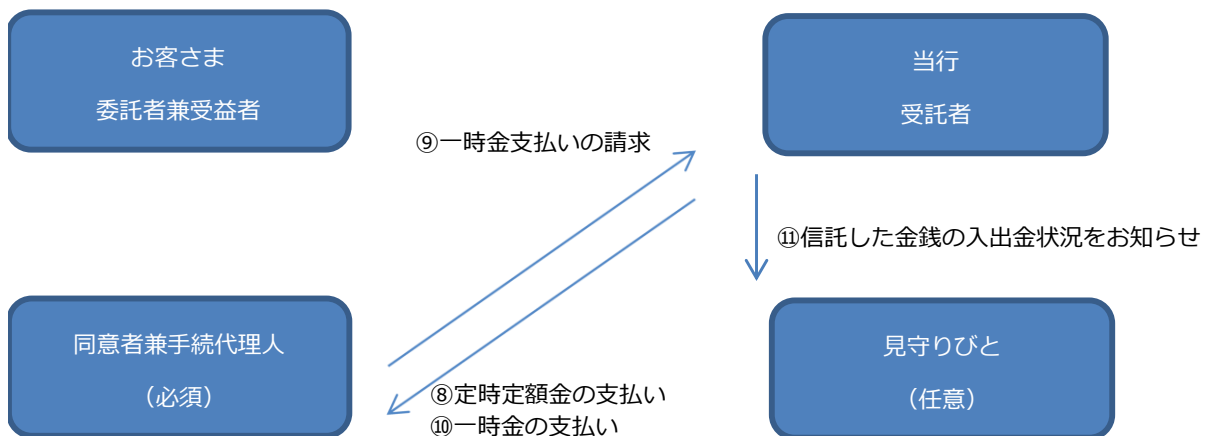
信託金額	500万円以上、1万円単位
信託期間	5年以上30年以内（延長、継続はできません）
同意者兼 手続代理人 （必須）	本商品のお申込時に当行と取引のある4親等以内のご親族さま（国内に居住されている方）から1名をご指定ください。
見守りびと （任意）	本商品のお申込時に同意者兼手続代理人以外の4親等以内のご親族さま（国内に居住されている方）から2名まで指定できます。
契約手数料	信託契約時に信託財産額の2.2%（税込）を申込金額とは別にいただきます。契約手数料の上限は110万円（税込）とします。追加信託契約時に信託財産額の2.2%（税込）を追加申込金額とは別にいただきます。追加契約手数料の上限は110万円（税込）とします。ただし当初契約手数料と合算しません。
管理報酬	月額3,300円（税込） 同意者兼手続代理人が手続代理人としての任務を開始した日の属する月の翌月から毎月1日（銀行休業日の場合は翌営業日）に信託財産からいただきます。

### 3. 商品の仕組み

#### 【お元気なとき】



#### 【体力や判断能力が低下したとき】



#### 【解約制限機能】

お客様がお元気なときはあらかじめ指定した同意者兼手続代理人がご資金の用途を確認することで特殊詐欺の被害を防ぎます。

#### 【認知症・高度障害対策機能】

お客様が認知症や高度障害等により判断能力をなくされた場合でもあらかじめ指定した同意者兼手続代理人が医療費、介護費の支払いのため一時金交付請求ができます。

#### 【見守り機能】

お客様の信託財産の状況について把握していただくため、見守りびとを指定することができます。

### 4. 取扱店舗

全営業店（晴れの国支店および特別出張所を除く）

以 上